

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

(公印省略)

農作物栽培施設の立地に関する建築基準法第 48 条の規定  
に関する運用について (技術的助言)

規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、いわゆる植物工場などの農作物栽培施設の建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 上の扱いについて、別紙のとおり定められたところ。

空気調整の設備やポンプに使用する原動機の取扱いについては、「昭和 37 年 10 月 22 日付け東京都知事宛」及び「昭和 47 年 6 月 7 日付け長野県住宅部長宛」照会回答において考え方を示しているところであるが、今般、農作物栽培施設に設ける設備の取扱いについて、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 空気調整の設備

通常 of 空気調整の設備が農作物栽培施設に設けられる場合、当該設備に使用する原動機は、法別表第 2 (へ) 項第二号に規定する「原動機を使用する工場」の「原動機」には含まれないと取扱って差し支えない。

2. 灌水設備

農作物栽培施設に設ける一般的な養液循環用ポンプに使用する原動機は、法別表第 2 (へ) 項第二号に規定する「原動機を使用する工場」の「原動機」には含まれないと取扱って差し支えない。

以上

規制改革実施計画（抄）  
（令和2年7月17日閣議決定）

II 分野別実施事項

5. 農林水産分野

(5) スマート農業の普及促進

No.	事項名	規制改革の内容
7	農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	国土交通省は、農作物栽培施設において一般的に使用される空調設備・灌水設備の具体的事例を調査し、これら設備について「原動機を使用する工場」の「原動機」として取り扱う設備を限定した上で、その基準を明確化し、一般的な農作物栽培施設が「原動機を使用する工場」に該当しないということを明らかにした上でその旨、特定行政庁等に対して技術的助言を発出する。